

徳島県告示第六百九十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定に基づき次の肥料の登録事項に変更を生じたので、同法第十六条第二項の規定により公告する。

令和二年十一月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

登録番号	肥料の種類	肥料の名称		生産業者の氏名又は名称及び住所	変更年月日
徳島県 第七号	生石灰	最優生石灰	旧		
徳島県 第十号	消石灰	特撰消石灰	同	同	同
			榎野石灰工業株式会社 徳島県阿南市加茂町東だいご一〇番地一	榎野石灰工業株式会社 徳島県板野郡北島町中村字前須一九番地一	令和二年十月七日